

柏崎市広告掲出に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、柏崎市広告付きモニターの設置及び取扱いに関する規程（令和2年7月制定）第9条第1項の規定に基づき、柏崎市役所庁舎に設置する広告付きモニターの広告掲出に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

(掲出順位)

第2条 市内に本社、支社、営業所又は店舗を有する広告主の広告を優先し、掲出するものとする。

(規制業種又は事業者)

第3条 次に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営む業種並びにこれらに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32条）に規定する貸金業
- (3) ギャンブルに係るもの（公営又は宝くじは除く。）
- (4) 法律の定めのない医療類似行為又は国家資格等に基づかない事業者が行う療法等
- (5) 債権取立て、示談の引受け等
- (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中の事業者
- (8) 次のアからクまでのいずれかに該当する事業者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下「暴力団」という。）
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下「暴力団員」という。）
 - ウ 暴力団員が事業主又は役員となっている者
 - エ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが実質的には当

該暴力団員がその運営を支配している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者

カ 暴力団員であることを知りながらその者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

キ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等の社会的に非難される関係を有している者

(9) 各種法令に違反している者

(10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者

(11) 社会問題を起こしている者

(12) たばこ製造業（市長が認めた広告は除く。）

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告を掲出することが不適切と認める者

（掲出基準）

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲出しない。

(1) 社会通念上適切でないものとして、次に掲げるもの

ア 法令等で製造、販売等が禁止されている商品若しくはサービス、法令等が定める許可等を受けていない商品若しくはサービス又はその他掲出することが不相当と認められる商品又はサービスを提供するもの

イ 第三者をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの若しくはそのおそれのあるもの

ウ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの若しくはそのおそれのあるもの

エ 政党・政治団体等、政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの

カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、不安を与えるおそれのあるもの

キ 国内世論が大きく分かれているもの

- ク 社会問題についての主義主張に係るもの
- ケ 個人及び団体等の名刺広告に該当するもの
- コ 広告の内容が不明確なもの又は市民に不快感を起こさせるもの
- サ 反社会的活動を肯定するなど、社会的に不適切なもの
- シ 国、都道府県や市の許認可を受けていない、又は届出をしていないなど、必要な手続を行っていない福祉施設、教育施設等の広告
- ス 人種・性別・心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- セ たばこに関するもの

(2) 消費者保護の観点から適切でないものとして、次に掲げるもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示及び誤認を招くような表現をするもの（根拠となる資料の提出を受けた場合を除く。）
- イ 射幸心を著しくあおる表現をするもの
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 法令等で認められていない業種、商法又は商品
- オ 責任の所在が明確でないもの
- カ 広告の内容が明確でないもの
- キ 割引価格の表示をしているもの
- ク 国、地方公共団体が広告を掲出するもの又はその商品若しくはサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次に掲げるもの

- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの（出品作品の一例又は広告内容に関連する等表示する必然性がある場合を除く。）
- イ 暴力及び犯罪を肯定し、又は助長するような表現
- ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力若しくはわいせつ性を連想させ、又は想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体若しくは精神又は教育に有害なもの

附 則

この基準は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。